

学生の構内駐車場の使用心得

構内駐車場の使用に関する学校法人産業医科大学構内駐車場管理運営規程が制定され実施されることとなったが、特に学生の構内駐車場の使用心得について次のとおり定める。

1 学生駐車場の場所

学生が構内で使用できる駐車場は、第6駐車場とし、構内の運行及び他の駐車場の使用等は認めない。

2 学生駐車場の使用者の範囲

学生駐車場を使用することができる学生は、次のいずれかに該当する学生で産業医科大学事務局長及び学生部長が駐車場の使用を許可した学生とする。

- (1) 原則として構内中心点より1キロメートルを超える区域に居住する学生
- (2) 身体に障害のある学生及び臨床実習のため自動車通学を必要とする学生で学生部長が認定したもの。

3 「駐車場使用許可願」提出及びステッカーの交付

駐車場を使用しようとする学生は管理責任者及び学生部長を経て事務局長に対し「駐車場使用許可願」を提出し、駐車場の使用料金の支払いは、証明書発行サービスから行い、学生支援課の定める期間内に必ず支払いの手続きを済ませ、ステッカーの交付を受けなければならない。

4 ステッカーの表示

駐車場の使用許可を受けた学生は、(注)のとおりにステッカーを自動車の所定箇所に常時貼付しておくこと。

(注) 自動車の進行方向に向かいルームミラーの左側の裏

5 許可の取消し

ステッカーの交付を受けた学生が、次の各号に該当する行為があったときは駐車場使用の許可の取消及び次年度以降の申請・更新が認められないものとする。

- (1) 虚偽の申告をしたとき。
- (2) パスカードの不正使用を行ったとき。
- (3) 許可なく構内を運行及び駐車したとき。
- (4) 指定された駐車場以外の場所に駐車したとき。
- (5) 他車の駐車に著しく迷惑をかける行為を行ったとき。

6 変更及び取消届

「駐車場使用許可願」の記載事項に変更が生じたとき又は駐車場を使用する必要がなくなったときは、ステッカーを添えて管理責任者及び学生部長を経て事務局長に対し「駐車許可申請事項変更届」をもって届出なければならない。

7 駐車場の秩序維持

管理責任者は指定された駐車場に駐車していない自動車に対して退去を命ずることができるものとする。この命令に応じない場合は適宜、適切な措置をとることができるものとする。この場合に必要とした経費については学生負担とする。

8 その他

- (1) 駐車場における車両物損事故、盗難等については学校法人産業医科大学は一切の責任を負わない。
- (2) 駐車場において事故を起こした場合は、自分で警察に通報し、事故処理を必ず行う。
- (3) 駐車場の物品（出入口のゲートバー等）を破損した場合は、自己負担で弁償する。

様式第1号（学生用）

駐車場使用許可願

令和 年 月 日

学校法人 産業医科大学
事務局 長 殿
産業医科大学
学 生 部 長 殿

所 属 学部 学科 ・ 大学院

学生番号 学 年 年次

〒 -

住所

電 話 () - 携 帯 - -

氏 名 印

下記により第6駐車場を使用したいので、許可願います。

申 請 理 由	通学に使用
使用開始年月	令和7年7月1日
車 名	
色	
プレート番号	

誓 約 書

学校法人産業医科大学構内駐車場使用にあたっては、構内車輛管理諸規程並びに下記の事項を厳守することを誓います。

記

- ステッカーは指定の場所に貼付します。
- 指定駐車場を厳守します。
- ステッカー及びバスカードは、他人に貸与、譲渡しません。
- 車を変更した場合は、申し出ます。
- 住所を変更した場合は、申し出ます。
- ステッカー及びバスカードの必要がなくなった場合は、速やかに返却します。
- 駐車場における事故、盗難等については、一切御迷惑をおかけしません。
- 駐車場で事故を起こした場合は、自分で警察に通報し、事故処理を必ず行います。
- 駐車場の物品等を破損した場合は、自己負担で弁償します。
- 次の事項に該当する行為があった場合は、**使用許可の取消及び次年度以降の申請・更新が認められなくても**一切異議申し立てを致しません。
 - 虚偽の申告をしたとき。
 - バスカードの不正使用を行ったとき。
 - 許可なく構内を運行及び駐車したとき。
 - 指定された駐車場以外の場所に駐車したとき。
 - 他車の駐車に著しく迷惑をかける行為を行ったとき。

令和 年 月 日

氏 名 印